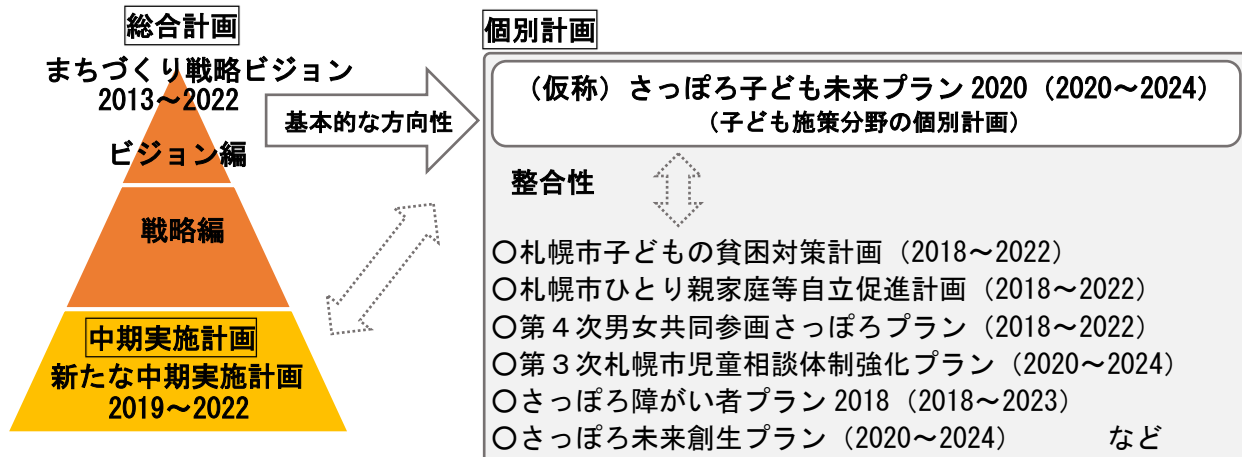


次期「新・さっぽろ子ども未来プラン」骨子案

1 計画の位置付け及び計画期間

(1) 位置付け

- 現計画である「新・さっぽろ子ども未来プラン（平成27年度～31年度）」に引き続き、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例第46条第1項に基づく「子どもの権利に関する推進計画」及び子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、保育所等の需要・供給確保策を定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画として策定する。
- まちづくり戦略ビジョンを上位計画とする子ども施策分野の個別計画として策定するとともに、本年度策定予定の中期実施計画や、その他の関連計画との整合性に配慮する。



(2) 計画期間

- 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

2 子どもと子育て世帯などを取り巻く状況

(1) 子どもの意識(子どもの権利関係)

※平成30年度子どもに関する実態・意識調査結果から

- 「自分のことが好き」「大切にしてくれる人がある」と思う子どもの割合が増加。
(自己肯定感) H25年度: 65.4%、H30年度: 67.4% (+2.0ポイント)
(受容感) H25年度: 88.3%、H30年度: 90.3% (+2.0ポイント)
- 「子どもの権利が大切にされている」と思う子どもの割合が増加
(権利保障の状況) H25年度: 57.0%、H30年度: 63.8% (+6.8ポイント)
※大切にされていないと思う権利は「いじめ・虐待から守られる」「差別を受けない」「個性を尊重される」が多い。

(2) 女性の有業者数の増加

- 女性の有業者数が増加。また、育児中の女性の有業者数も増加。
(女性の有業者数) H24年10月: 408,400人、H29年10月: 440,800人(+32,400人)
(育児中の女性の有業者数) H24年10月: 36,800人、H29年10月: 52,300人(+15,500人)

(3) 保育定員の拡充

- 多様な保育サービスの拡充を進めており、平成30年4月に国定義の待機児童0を達成。一方、国定義以外を含む待機児童は一定数生じている。
(保育定員) H27年4月: 25,922人、H31年4月31,147人(+5,225人)

(4) 配慮を要する子どもの増加

- 児童虐待認定件数は増加傾向が続いている。(※平成26年度から面前DVに伴う心理的虐待も認定件数に含まれる。)
(児童虐待認定件数) H25年度: 653件、H30年度: 2,117件(+1,464件)
- 不登校の児童数・生徒数は、小学校、中学校ともに増加傾向が続いている。
(小学校) H25年度: 321人、29年: 529人(+208人)
(中学校) H25年度: 1,451人、29年: 1,823人(+372人)

3 就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査及びグループヒアリングからの結果

※平成30年12月に実施したニーズ調査等から抽出した主な課題は下記のとおり。

(1) 母親の就労割合の増加とそれに伴う父親の役割

- 5年前に比べて、母親が就労している割合の増加が著しい(図1)。
- 妊娠中の「特に重要だと思うサポート」は「父親向けの育児休業」を挙げる回答が最も多い(図2)。就労中の親が平日に子どもと過ごす時間は、母親は「5～6時間」、父親は「1～2時間」が最も多く、母親中心の子育ての現状である。

⇒ 父親の育児参加を更に充実させるための取組が必要

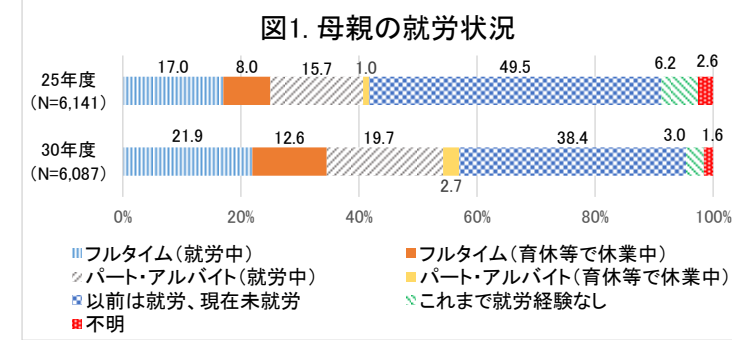
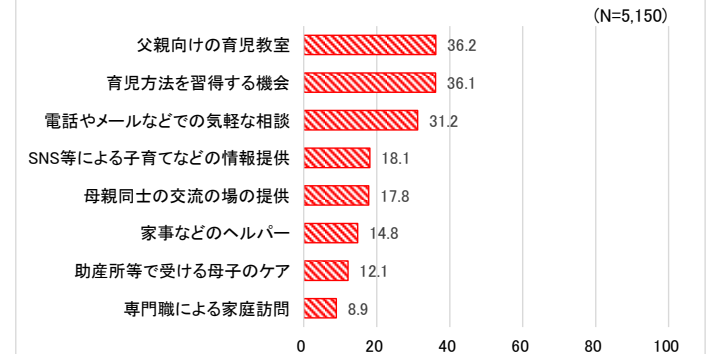


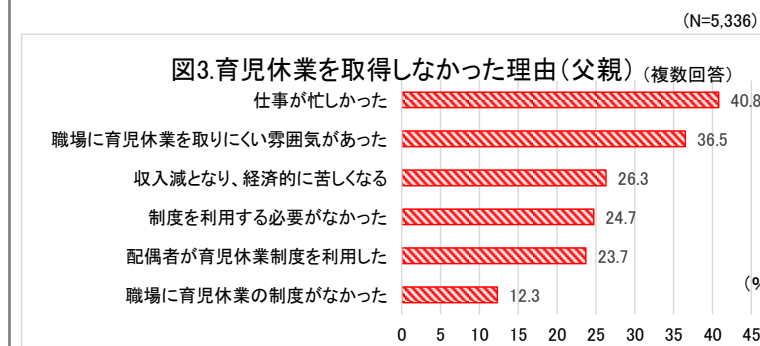
図2. 妊娠中に特に重要だと思うサポート(複数回答)(N=5,150)



(2) 仕事と家庭の両立支援に向けた企業の役割

- 育児休業の取得は圧倒的に母親の方が多く。
- 父親の育児休業を取得できなかった理由としては、「仕事が忙しい」、「育児休業を取得しにくい雰囲気がある」という回答が多い(図3)。

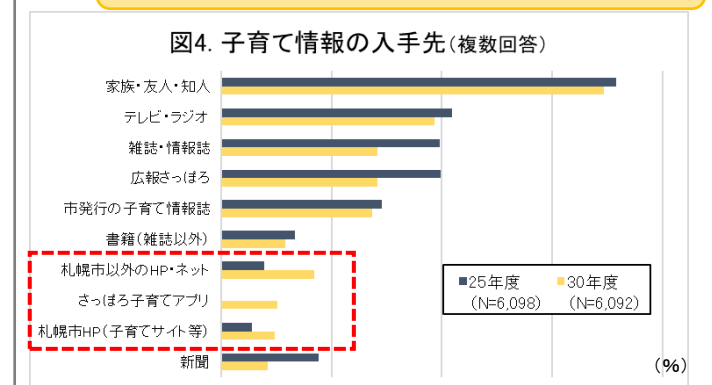
⇒ 働き方の見直しなど、仕事と家庭の両立支援に向けた企業への働きかけを強化していくことが必要



(3) 適切な情報取得への支援

- 子育てに関する情報の入手先は、5年前に比べ、インターネット関係から増加(図4)。
- グループヒアリングでは、「ネット情報にとらわれすぎ」、「発達障がいの相談を気楽にできるワンストップ」的な窓口を求める等の意見があり、保護者が適切な情報を得るために苦労している様子が見られる。

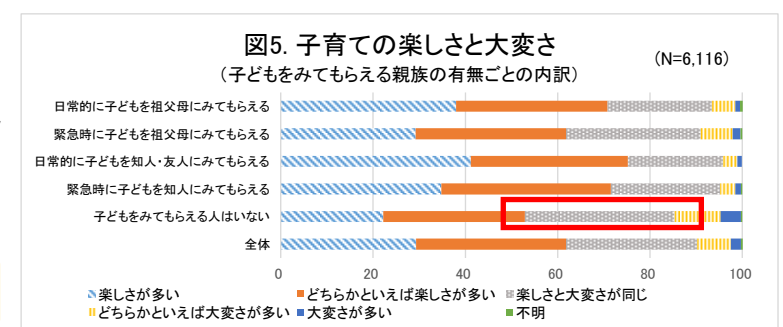
⇒ 悩みを抱える対象者に届く確実な情報提供手法についての検討が必要



(4) 子育てにおける孤立感やストレスへの対応

- 「子どもを親族や知人にみてもらえる人はいない」人は、「子育てが大変である」と答える傾向が強い(図5)。
- 子育ての悩みは、「自分の時間がもてない」「仕事と子育ての両立が大変」「子育てによる身体や精神的な疲れが大きい」といった親自身の悩みが増加。
- 出産後から4ヶ月までの間に、特に重要だと思うサポートは「家事などのヘルパー」との回答が最も多い。

⇒ 子育て孤立感を抱える者やストレスへの対応についての支援が必要。



次期「新・さっぽろ子ども未来プラン」骨子案

4 計画策定のポイント

①市民ニーズに応える子育て施策の推進

○ニーズ調査を踏まえた課題解決策を新たに施策に位置付けたうえ、具体的な事業を掲載する。
○特に 第5章「教育・保育事業等に関する需給計画」で定める需要に基づき、保育士等の人材支援や、保育の質の確保等に関する具体的な事業を掲載し、高まる保育ニーズへの対応を図る。

②配慮を要する子どもへの対応

○複雑、多様化する社会的養護を要する子ども、障がいのある子ども、医療的ケアを要する子ども、ひとり親・貧困等の世帯の子どもなど、要配慮の子どもに対し、施策・事業の充実を図る。

③着実な進行管理の実施

○計画全体、基本目標ごとに成果指標を設定するほか、主要な活動指標を設定する。
○進捗管理に際しては、数値目標ごとの施策・事業の貢献度を分析するなどして、子ども・子育て会議等を通して適切に進行管理を行う。

【参考：現計画全体の数値目標】

指標	現計画目標値(2019)	現計画現状値(2018)	次期計画目標値(2024)
①自分のことが好きだと思う子どもの割合	75.0%	67.4%	検討中
②子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合	75.0%	50.9%	検討中

5 章構成(案)

第1章 計画の策定について

- ・計画策定の背景及び趣旨
- ・計画の位置付け、対象、計画期間

第2章 札幌市の現状

- ・前計画の実施状況【達成度等】
- ・子ども・子育て家庭の現状【調査結果・統計】

第3章 計画の推進体系

- ・基本理念 **子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち**
- ・基本的な視点 **※現計画と同じ基本理念・基本的な視点を設定。**
 - ①子どもの視点 ②すべての子どもと子育て家庭を支える視点
 - ③成長・発達段階に応じて長期的に支える視点 ④社会全体で支える視点
- ・ **子どもが考える未来のさっぽろ** **※7～8月に「子ども未来委員会」を設置し、議論。**
- ・成果指標
 - ①計画全体の指標 ②基本目標ごとの指標 ③主要な活動指標
 - ※①②は原則前計画と同様とし、③として新たに主要な事業の進捗度を掲載。**

第4章 具体的な施策の展開 (計画体系参照)

第5章 教育・保育事業等に関する需給計画

第6章 計画の推進体制

- ・計画の推進【審議会での評価、数値目標の評価等】
- ・計画の見直し

6 計画体系(案) (第4章 具体的な施策の展開)

基本施策の内容

基本施策に盛り込む市の事業の内容(想定)

新規の基本施策 ●
現プランから充実させた基本施策 ●

基本目標1 子どもの権利を大切に する環境の充実

基本施策1 子どもの権利を大切に する意識の向上	広報・普及啓発、人権教育、教員研修、学校等との連携等
基本施策2 子どもの意見表明・参加の促進	子どもの市政・まちづくり参加、児童会館子ども運営委員会、地域の子どもの参加、多様な体験機会等
基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり	母子保健、青少年健全育成、スクールカウンセラー等の活用、居場所づくり、いじめ・不登校対策等
基本施策4 子どもの権利の侵害からの救済	子どもアシストセンター相談対応、児童虐待対応等

「第3期札幌市子どもの権利推進計画」の位置付けとする。

基本目標2 安心して子ども を生み育てられる 環境の充実

基本施策1 ● 高まる保育ニーズへの対応	保育所整備待機児童対策、多様な保育ニーズへの対応(時間外保育・休日保育・病児保育・一時預かり等)、保育士等確保・研修の充実、ICT推進、指導監査の充実、防災対応等
基本施策2 ● 社会全体での子育て支援の充実	各種子育て支援事業(父親の子育て参加・ストレス軽減・情報提供)、仕事と家庭の両立支援(ワークライフバランスの推進、女性の活躍支援、企業への働きかけ)等
基本施策3 親子の健康を支える相談支援の充実	母子・思春期関係事業(不妊治療、産後ケア、乳幼児健診等)、妊娠時の子育てサポート等
基本施策4 ● 経済的支援の充実	各種手当・軽減措置、特別奨学金、幼保無償化、保育料軽減、医療費助成の拡充等

ニーズ調査結果を踏まえ、保育ニーズの対応、子育て支援の一層の充実、経済的支援の充実を盛り込む。

基本目標3 子どもと若者の 成長と自立を 支える環境 の充実

基本施策1 充実した学校教育の推進	幼児教育、学校教育の更なる推進等
基本施策2 ● 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供	新型児童会館等整備、児童クラブの充実、民間児童育成会への支援等
基本施策3 ● 地域における子どもの成長を支える環境づくり	地域子育てサロン、青少年育成委員会・見守り、地域虐待防止員、居場所づくり(子ども食堂)、公園等の環境整備・遊び場の充実、多様な体験機会(プレーパーク、国際交流、文化・スポーツ体験)等
基本施策4 次代を担う若者への支援体制の充実	若者活動、ひきこもり支援、フリースクール支援等

地域で子どもの成長を支える環境づくりの視点を強化して盛り込む。

基本目標4 配慮を要する 子どもと家庭を 支える環境

基本施策1 児童養護体制の推進	児童虐待対応、児童養護施設、里親委託、児童相談所二所体制、児童相談強化プランに基づく事業等
基本施策2 ● 障がい、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実	障がい児関係事業、施設等の障がい児の受入れ、療育指導、発達相談、医療的ケア児対応等
基本施策3 ● 子どもの貧困への支援の充実	子どもの貧困対策計画に基づく各種事業(子どもコーディネーター、子ども食堂)等
基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭等自立促進計画に基づく各種事業(児童手当、奨学金関係、母子寡婦事業)等
基本施策5 ● 子どもを受け入れる多様性のある社会の推進	※性的少数者の子ども、外国籍の子どもなど、庁内各部署からの検討状況に応じて施策への位置づけを検討。

様々な配慮を要する子どもへの支援について、基本施策や個別事業に充実して盛り込む。

上記の体系は、現時点での検討案であり、今後の子ども・子育て会議等の審議や本年度策定予定の札幌市全体の中期実施計画との関係により変更となる場合があります。